

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

株式会社ワークスロケーションクルー

弊社では、法律で定められている貸切バス運転者への初任教育を次のとおり実施しております。

1、 教育実施期間

新たに入社した運転者が貸切バス運行管理者の資格を有する者の添乗指導により、運転に支障がないと認められ、運転者として選任されるまで実施

2、 指導の具体的内容

運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督に基づき実施

3、 運転操作

初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して指導

4、 添乗指導者

貸切バス運行管理者の資格を有する者、弊社にて運転経験が豊富な者が添乗して行う。

5、 教育使用車種

弊社が所有している最大の貸切バス（マイクロバス）

6、 初任者運転者に対する特別な指導の内容

(1) 座学10時間以上

(2) 運転実技指導 添乗指導により20時間以上

7、 実施日程

実施計画日程に基づき行う

8、 添乗指導実施ルート

実施計画に基づき、一般道路、高速道路、観光地、夜間走行、市街地走行、坂道、隘路、後退、ブレーキ操作などについて、添乗指導により行う。